
(2) 交通政策基本法案（仮称）について（総合政策局公共交通政策部）

昨年11月に配信しております「メールマガジン第14号」においてお知らせしたとおり、平成23年1月開会の通常国会に提出した交通基本法案につきましては、昨年末の衆議院解散に伴い廃案となりました。その後、「交通政策基本法案（仮称）」として、今国会への提出に向け鋭意準備を進めてきていたところ です。

今国会においては、法案の内容について引き続き十分に検討する必要があること等から、「提出予定法案」としては位置づけられておりませんが、「検討中の法案」として、国会提出に向けた準備を進めていくこととしております。

いずれにしても、我が国の交通は、国際競争の激化、地域社会の活力低下、人口減少・高齢化、地球環境問題、災害に強い国土・地域づくりなど、様々な課題に直面しており、国土交通省として、引き続き総合的かつ計画的な交通政策の推進に努力して参りますので、これまで以上のご理解とご協力のほど、何卒宜しく お願いいたします。

(3) 茨城県エコ通勤推進会議について（総合政策局公共交通政策部）

茨城県では、平成25年2月7日（木）に土浦市内にて「平成24年度 県南・県西・鹿行圏域公共交通研究会～茨城県エコ通勤推進会議～」を開催しました。

27市町村から52名、交通事業者3社から3名、茨城県から5名、エコモ財団から1名、関東運輸局から5名、交通計画課から1名の計67名が参加し行われました。

この、「県南・県西・鹿行圏域公共交通研究会」は、「茨城県公共交通活性化会議」（H19設立）の事業計画にある、「公共交通に係る調査研究」のための研究会と位置づけられており、公共交通に関する地域の課題を明確化し、実情に即した対策を講じることが目的としております。この「茨城県公共交通活性化会議」の事業計画には、「エコ通勤の促進」や「県内一斉ノーマイカーデー」が入っており、平成19年度から取り組んでいるところです。



<会議の様子>

今回の会議では、次の①～⑥の発表が行われました。

- ①エコ通勤についての概要説明 全国の実事例の紹介（国土交通省総合政策局交通計画課）
- ②優良事業所認証登録にあたっての方法事例、登録後の報告書の作成例の紹介（交通エコロジー・モビリティ財団）
- ③エコ通勤の取組み（関東運輸局交通環境部環境課）
- ④エコ通勤優良事業所認証取得事例発表（守谷市）
- ⑤圏域内のバスの運行状況（市町村役場を経由する系統等）（関東鉄道（株）、関鉄グリーンバス（株）、関鉄パープルバス（株））
- ⑥公共交通を利用するメリットについて（茨城県企画課交通対策室）

①の国土交通省総合政策局交通計画課からの発表では、モビリティ・マネジメントから職場MM（エコ通勤）、そしてエコ通勤の実事例と全体像を発表しました。

また、②のエコモ財団は「登録手続きについて」。そして③の関東運輸局交通環境部環境課では「運輸局での取組例」を発表し、一連の流れとなるよう発表内容に棲み分けを行い、わかりやすさを心がけました。

また、④～⑥は茨城県の発表でしたが、発表の仕方に工夫が見られました。

まず④では、認証登録している守谷市が取組例を発表。ハードルは高くないことをPRし、他の市町村へ登録を呼びかけ。

次に⑤では関東鉄道（株）等のバス事業者により、エコ通勤を行うにあたっての、各自治体の役場を通る通勤バスルート、ダイヤを紹介。各自治体においてエコ通勤が可能であることをPR。

最後に⑥では茨城県が県内各市町村にエコ通勤についてのアンケート調査を行った結果を発表。アンケートにて登録しない理由を調査。回答にある登録しない理由については、本会議を通じ、解消できることをPR。また、エコ通勤をすることのメリットについての聞き取り内容を発表し、エコ通勤のメリットを植え付けていました。

エコ通勤優良事業所認証制度については平成21年6月に創設され、平成25年2月末現在で573事業所が登録されています。

このような機会を活用し、エコ通勤のメリットを伝え、エコ通勤の取組の輪を広めることにより公共交通の利用促進に繋げていきたいと考えております。

■エコ通勤のメリット

<地域にとって>

- ・ 周辺地域の通勤時間帯の渋滞緩和
- ・ 公共交通の維持確保（利用者増による）
- ・ 地球温暖化防止

<事業所にとって>

- ・ 企業イメージの向上
- ・ 駐車場経費の削減・社有地の有効利用
- ・ 従業員の健康増進・通勤時の事故減少

<従業員にとって>

- ・ 健康増進
- ・ 渋滞に巻き込まれず通勤
- ・ 安全に通勤

(4) 交通実践セミナーin 広島開催報告（中国運輸局）

中国運輸局企画観光部では、2月14日（木）に「交通実践セミナーin 広島」を広島市内で開催しました。

当セミナーは地方公共団体、交通事業者などの皆様方に対して、地域が抱える交通に関連する課題を解決するきっかけとさせていただくことを目的として毎年開催しており、今回のセミナーは11月の鳥取県倉吉市での開催に続き今年度2回目の開催となり、中国地方の地方公共団体、交通事業者などから81名ものご参加をいただきました。



<セミナーの様子>

今回のセミナーでは、「地域が協働して考えよう地域の公共交通」をテーマに、福島大学うつくしまふくしま未来支援センターの吉田特任准教授による講話と、兵庫県豊岡市からバス路線に対する取り組み事例の紹介、今年度、中国運輸局で実施しております「中国管内の公共交通不便地域等における移動実態と最適な生活交通確保策の検討調査」の受託事業者である(株)バイタルリードから交通不便地域と都市部近郊団地における公共交通政策を説明ののち、質疑応答による意見交換を行いました。

中国運輸局では、今後のセミナーをより一層、充実した内容としていくとともに、研修等の人材育成事業強化や各県での相談会、説明会開催など、地域の皆さんとともに課題解決に向けて取り組んでいきたいと思っています。

【 交通実践セミナーin 広島 の概要 】

日 時 : 平成25年2月14日(木) 13:30~17:00

場 所 : ホテルセンチュリー21広島 3階「プラド」

出席者 : 地方公共団体、交通事業者など81名

内容等 :

<講演>

「地域公共交通の戦略的マネジメント ~公共交通のカイゼンをまちづくりに活かす~」

福島大学 うつくしまふくしま未来支援センター 吉田 樹 特任准教授

<取組発表>

「路線バスの限界を越えて」

兵庫県豊岡市都市整備部都市整備課 谷口 雄彦 交通政策係長

<報告>

「交通不便地域と都市部近郊団地における公共交通政策」

(株)バイタルリード 森山 昌幸 代表取締役

なお、後日、中国運輸局のホームページに、詳細な内容を掲載する予定としております。

(5) 地域公共交通のイロハ (九州運輸局)

皆様、こんにちは。

九州運輸局の鈴木と申します。公共交通メールマガジンの紙面を頂き、交通担当に着任されてから間もない方々を主な対象に入門的な内容をお話しさせていただきたいと思っております。

まずはバスを取り上げます。突然ですが、クイズです。

【問】下の2つの写真を見てください。左は路線バス。右はスクールバスです。

どちらもバスには違いますが、大きな違いがあります。

それは何でしょうか？



お分かりになりましたか？

答えは、前者は「一般乗合旅客自動車運送事業」のバス車両で、不特定多数の人の需要に応じて（複数の運送契約を行う）乗合旅客を運送するもの。後者は「一般貸切旅客自動車運送事業」のバス車両で、1個の運送契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送するもの。細かい解説は省きますが、前者は基本的には旅客の運送の引受けを拒絶してはいけません。同じように学生を運送しているとしても、路線バスであれば、定員に余裕があれば学生専用ですと言って断れないということです。後者については、貸切なのでその契約に係る旅客の運送を行うものということになります。

なお、貸切はスクールバスには限られません。企業の通勤用のバスや幼稚園バスも「貸切」であることが多いです。外見では、車両に「乗合」と書いてあるか「貸切」と書いてあるかで見分けるのが確実です。

このように、運送する相手が路線バスとスクールバスとは制度的に異なるため、各種規制の内容も異なってきます。例えば、運行管理者の選任数の最低限度は、一般乗合の営業所では事業用自動車の両数/40+1人に対し、貸切では同両数/30+1人となります。

まずは、バスは運送する対象によって様々なのだということをご理解頂きたいと思います。そのため、地域交通を理解していくためには、運送する対象は誰(具体的にいつどこからどこまで移動しようとする需要)なのか?という視点を養っていくことが肝要なのです。

九州運輸局HPでは、地域公共交通に関わる皆様のお悩み解決のヒントを各種取り揃えております。今回のようなメルマガも発信しておりますので、ぜひ一度ご覧ください。

URL : http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/m_koukatsu.html

◆お知らせと編集後記（国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課）

いつもご愛読いただきありがとうございます。国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課の菊地です。

【お知らせ】

国土交通省総合政策局公共交通政策部のHPをリニューアルいたしました。これに伴い、メールマガジンのバックナンバーをHPより見ることが可能になりました。過去の配信を見逃した、もう一度読みたいという方はこちらをご利用ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000039.html

【編集後記】

読者の皆様はお気に入りの「ゆるキャラ」はいらっしゃいますか？

ゆるキャラは、地方自治体やイベントをPRするために使用されるマスコットであり、中央省庁お抱えのゆるキャラ(?)も存在しています(国交省関係ですと、海上保安庁や気象庁、そして各地方支分部局にゆるキャラが存在しています。)また、交通関係事業者についても、ゆるキャラ(マスコットキャラの表現のほうが適切でしょうか…?)が数多く存在しています。

しかし、交通関係のゆるキャラとなると、各モード別のキャラクターがほとんどであり、交通全般に関するキャラクターがないのではないかと思います(もし存在していたら申し訳ございません)。そこで、公共交通政策部において、「公共交通の利用促進」を目的としたキャラクターが作れば良いなと思うのですが、部内にはセンスの良い職員がいない模様…。一度、業務時間外に若手職員でキャラクター案を作成してみました。どれもこれも可愛くない始末でした^^;

そこで、読者の皆様で「こんなゆるキャラ考えました！」というものがありましたら、是非当方までお送りください♪（国交省公認でのゆるキャラ募集ではなく、あくまでこのコーナー内での取り扱いのみとなりますこと、あらかじめご了承ください。）

★全国に是非とも共有したい情報等ございましたら、下記問い合わせ先または最寄りの地方運輸局企画観光部交通企画課まで御連絡ください。

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 菊地 香織
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3(中央合同庁舎 3号館 3階)
TEL : 03-5253-8275 (直通) FAX : 03-5253-1513
E-mail : koutukeikaku_joho@mlit.go.jp

◇お願い（近畿運輸局）

本メールは、様々な情報等を展開することにより、国土交通省総合政策局の公共交通施策全般について、皆様に感心を持って頂くことを目的とするものですが、これに加えて地方運輸局独自の情報発信も積極的に行って参りたいと考えております。

つきましては、皆様におかれまして、関係者皆様（配信先は以下のとおり。）へお伝えしたい情報等がありましたら、本メールを通じてお届けしたいと考えておりますので、下記メールアドレスまでご連絡くださるようお願いいたします。

mailto: kinki-kikakuka@kkt.mlit.go.jp

（配信先）

- ① 有識者 ② 近畿内府県庁 ③ 近畿内全市町村 ④ 近畿内バス関係団体・タクシー関係団体
⑤ 船舶関係団体 ⑥ 鉄道関係団体 ⑦ ④～⑥の団体に所属していない交通事業者

□近畿運輸局のプレスリリース、最新情報はこちらをご覧ください。

<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>

□近畿運輸局のホームページ「地域公共交通の確保・維持・改善」につきましては、こちらをご覧ください。

<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/kansai/program/index.htm>

■国土交通白書最新版（平成 23 年度版）は、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h23/index.html>

■国土交通白書（平成 13 年度～平成 22 年度版）は、こちらをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/statistics/file000004.html>

